

○東京藝術大学美術学部点検・評価委員会規則

平成5年4月22日
制定

改正 平成7年6月22日 平成11年3月23日
平成17年3月28日 平成20年3月27日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
令和4年7月14日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む。）において、点検・評価を行うため、東京藝術大学美術学部点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育研究活動等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についての学部長への報告
- (8) 教授会、企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の調査・審議

(組織)

第3条 委員会は、教授会構成員で次の区分により選出された委員11人をもって組織する。

日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、先端芸術表現、文化財保存学、美術教育、グローバルアートプラクティス

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会において可決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 この規則第3条の委員のうち2分の1については、この規則第4条の規定にかかわらず、委員の任期を平成6年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成7年6月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。